

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の
 圧縮額等の損金算入に関する明細書
 (号該当)

事業年度
 又は連結
 事業年度

法人名

別表十三(五)

平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む事業年度	
	同上の資産の取得年月日	2	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	平 . .	
	譲渡した資産の所在地	3					計	
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	譲渡年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	対価の額	6	円	円	円	円	円	
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	7					
		譲渡に要した経費の額	8					
		計 (7) + (8)	9					
	差	益	割	合	10			
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11						
	取得した買換資産の所在地	12						
	取得年月日	13	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .		
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円	
	ある場合の取得価額	取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
同上のうち買換えの特例の対象とならない面積		16						
取得価額 $(14) \times \frac{(15) - (16)}{(15)}$		17	円	円	円	円	円	
帳簿価額の減額等をした場合の計算	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18						
	圧縮限度額の計算	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
		圧縮基礎取得価額 (14)又は(17)と(19)のうち少ない金額	20					
	買にあ取得する資産の合計額が前期末の圧縮限度額を超過する場合は前期末の圧縮限度額を基礎とする	前期末の取得価額	21					
		前期末の帳簿価額	22					
	圧縮基礎取得価額 $(20) \times \frac{(22)}{(21)}$	23						
	圧縮限度額 (20)又は(23) $\times (10) \times (0.8)$ 又は(0.9)	24						
	圧縮限度超過額 (18) - (24)	25						
	対価の額の残額の計算	対価の額の合計額 (6の計)	26	円				円
		特別勘定の額	特別勘定に経理した金額	33				
繰入の限度額			34					
繰入限度超過額 $(34) \times (10) \times (0.8)$ 又は(0.9)			35					
翌期繰越額の計算		繰入限度超過額 (33) - (35)	36					
		当初の特別勘定の金額 (33) - (36)	37					
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	38					
		当期中に益金の額に算入すべき金額	39					
	期末特別勘定残額 (37) - (38) - (39)	40						

別表十三（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成17年改正前の措置法第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成16年改正前の措置法第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成15年改正前の措置法第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成11年改正措置法（平成11年法律第132号）附則第5条第2項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等に関する経過措置）の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の措置法第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成11年改正措置法（平成11年法律第9号）附則第29条第4項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等に関する経過措置）の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の措置法第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは震災特例法第20条から第22条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定の適用がある資産の譲渡について、これらの規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成18年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成16年改正前の措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成15年改正前の措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは震災特例法第26条の5から第26条の7まで（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- なお、この場合には、措置法規則第22条の7第6項から第9項まで若しくは第22条の69第4項から第7項まで又は震災特例法施行規則第10条第2項若しくは第13条の4第2項に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。
- また、買換資産の全部又は一部を翌期以後に取得する見込みであるため特別勘定を設けたときは、当期において措置法規則第22条の7第14項若しくは第22条の69第12項又は震災特例法施行規則第10条第7項若しくは第13条の4第7項に定める事項を記載した書類を添付するとともに、当期及びその特別勘定の残額がないこととなるまでの各事業年度又は各連結事業年度において「特別勘定を設けた場合」の各欄その他所要の欄に記載する必要があります。
- 2 この明細書は、措置法第65条の7第1項若しくは第68条の78第1項の表（以下「表」といいます。）又は震災特例法第20条第1項若しくは第26条の5第1項の表（以下「震災表」といいます。）の各

号の区分及び差益割合の計算区分（以下「適用区分」といいます。）の異なるごとに用紙を改めて記載します。

この場合、表又は震災表の各号のうち、その該当する号を欄外の「（号該当）」に記載してください。

また、連結法人については、適用を受ける連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

- 3 「譲渡資産の明細」の各欄は、当期中の譲渡資産又は交換譲渡資産の内訳等を記載する欄ですから、当期中に譲渡をした一の適用区分に属するすべての資産を次により記載します。
- なお、特別勘定に経理した金額がある法人が、その後の事業年度又は連結事業年度で買換資産を取得したため圧縮記帳の適用を受ける場合には、譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度のその適用区分に係るこの明細書の「計」の各欄の金額等を当期分のこの明細書の「計」の各欄に移記します。
- (1) 「譲渡した資産の種類1」には、譲渡資産又は交換譲渡資産の種類を土地、建物、構築物又は船舶のように記載します。
 - (2) 「譲渡した土地等の面積4」には、譲渡資産が土地又は土地の上に存する権利である場合に、その土地等の面積を記載します。
 - (3) 「対価の額6」には、譲渡資産の対価の額又は交換譲渡資産の交換による譲渡の日におけるその資産の時価の額を記載します。
 - (4) 「譲渡に要した経費の額8」には、例えば、あっせん手数料、謝礼、借家人に対して支払った立退料、譲渡資産の測量、所有権移転に伴う諸手続、運搬、修繕等の費用等その譲渡に要したすべての経費の額を記載します。
 - 4 「差益割合10」は、その事業年度又は連結事業年度において譲渡した資産で表又は震災表の上欄に掲げる資産に該当するものにつき、次の算式で計算した割合を記載します。

$$\frac{\text{譲渡対価の額} - \left(\frac{\text{譲渡直前の} + \text{譲渡に要した経費の額}}{\text{帳簿価額}} \right)}{\text{譲渡対価の額}}$$

- 5 「買換資産の取得価額14」には、買換資産の取得価額又は交換取得資産の交換による取得の日におけるその資産の時価の額を記載します。
 - 6 「買換資産が土地等である場合の取得価額」の「同上のうち買換えの特例の対象とならない面積16」には、買換資産のうち土地等がある場合に、適用区分ごとに計算したその土地等の面積が、譲渡した土地等の面積の5倍（特定民間再開営業事業の買換えに係る特別の事情があるときの買換資産が既に市街地等内の土地等である場合については2倍、特定の農業用の土地については10倍）相当の面積を超えるときに、その超える部分の面積を記載します。
- なお、その明細は、次の書式により別紙に記載して添付してください。

買換資産とならない土地等の面積の明細書

	平方メートル		平方メートル
前期までに取得した買換資産である土地等の面積	(イ)	譲渡した土地等の面積	(ハ)
		同上の5倍（2倍又は10倍）相当の面積 ((ハ) × 5 (2又は10))	(ニ)
当期において取得した土地等の面積	(ロ)	買換資産とならない土地等の面積 ((イ) + (ロ) - (ニ))	

- 7 「買換資産の取得のため（6の計）又は（6の計）のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額19」には、買換資産が2以上ある場合は、いずれの資産からまず充てるかは法人の任意により、譲渡資産の対価の額を順次各資産の取得価額（買換資産が土地等である場合には「17」の金額、買換資産が土地等以外のものである場合には「14」の金額）相当額に達するまで配分して記載します。
- 8 「圧縮限度額24」は、次の区分に応じ次により記載します。
- (1) 買換資産が平成15年改正前の措置法第65条の7の表の第20号又は平成15年改正前の措置法第68条の78の表の第18号（産業活力再生特別措置法に規定する事業再構築計画による買換え）の場合（産業活力再生特別措置法に規定する認定事業者のうち特定業種に属する事業を営んでいる法人により行われる土地等の譲渡のうち、公共の用途に供されるためのものに限りず。）の下欄に掲げる資産である場合… (20又は23) × (10) × (0.8又は0.9)
 - (2) 買換資産が震災表の第1号から第3号まで（被災区域からの買換え等）の場合の下欄に掲げる資産である場合… (20又は23) × (10) × (0.8又は0.9)
 - (3) 上記(1)及び(2)の場合以外の場合… (20又は23) × (10) × (0.8又は0.9)
- 9 「同上のうち譲渡の日に属する事業年度又は連結事業年度において使用した額27」には、譲渡の日に属する事業年度又は連結事業年度において対価の額の一部をもって買換資産を取得している場合に、

その事業年度又は連結事業年度分のこの明細書の「19」の「計」欄の金額を移記します。

- 10 「同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額30」には、同じ譲渡年度分についての前期分の同一の適用区分に係るこの明細書の「30」と「31」との金額の合計額を記載します。
 - 11 「当期中において買換資産の取得に充てた金額31」には、当期中の買換資産の取得に要した金額（譲渡年度の翌期以後において同じ譲渡年度分についての前期分の同一の適用区分に係るこの明細書の「翌期へ繰り越す対価の額の合計額32」を超えるときはその合計額となります。）を記載します。
- この場合に、買換資産の取得価額が前期の「翌期へ繰り越す対価の額の合計額32」の金額を超えるときは、上欄の「19」の各欄にその金額を順次各資産の取得価額相当額に達するまで配分し、その残額が取得価額に満たないこととなった資産については、その残額を記載します。
- 12 措置法第65条の8第2項及び震災特例法第21条第2項の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の79第3項及び震災特例法第26条の6第3項の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額33」には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
 - 13 「繰入限度額35」は、8に準じて記載します。